

定款の変更について

地方公共団体情報システム機構定款（平成 26 年 3 月 25 日総務大臣認可）の一部を次のように変更する。

附則第 8 条中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 13 年 3 月 31 日」に改める。

附 則（令和 7 年〇月〇日主務大臣認可）
この変更は、主務大臣の認可を受けた日から施行する。

新旧対照表（定款）

新	旧
附 則 （費用の負担に係る経過措置） 第 8 条 機構は、第37条第 1 項各号に定める収入並びに前 2 条に定めるもののほか、<u>令和13年 3 月31日</u>までの間に限り、法附則第 9 条の 2 第 2 項に規定する補助金を機構の運営に要する費用に充てることができる。	附 則 （費用の負担に係る経過措置） 第 8 条 機構は、第37条第 1 項各号に定める収入並びに前 2 条に定めるもののほか、<u>令和 8 年 3 月31日</u>までの間に限り、法附則第 9 条の 2 第 2 項に規定する補助金を機構の運営に要する費用に充てることができる。

附 則（令和 7 年〇月〇日主務大臣認可）
この変更は、主務大臣の認可を受けた日から施行する。